



令和7年度被扶養者資格の 再確認結果の報告

当組合では、皆さまよりお預かりしている大切な保険料から支払われる保険給付金および高齢者医療制度への納付金・支援金等の適正化を図ることを目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、昨年11月に対象事業所より「健康保険被扶養者調書（異動届）」を提出いただきました。令和7年度も、マイナンバーを利用して資格情報等を事前に確認し、該当された方に対しての再確認結果を報告させていただきます。

令和7年度被扶養者資格の再確認における削除件数および理由等

令和8年3月31日現在

検認対象被扶養者数	就 職	収入超過	扶養変更	結 婚	その他	計
6,879	1,251	548	69	11	169	2,048

※その他の主な理由は「別世帯の被扶養者に対する仕送り額減」等が該当する。

被扶養者から除かれた理由のほとんどが、「就職時の削除届出漏れ」や「収入基準額超過時（130万円オーバー・180万円オーバー）の削除届出漏れ」でした。

被扶養者削除の届出漏れや遅延は、本来、当組合が支払うべきではない保険給付金を支払うことになるため、健保財政に影響を及ぼし、被保険者の皆さまの保険料負担の増加にもつながります。速やかな届出にご協力をお願いいたします。

